

附属中学校電子黒板 一式

一般競争入札に関する回答票

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	仕様書3ページ(d)			黒板ホワイトボード化	既存の黒板のサイズをお教えてください。	現場確認時にご確認願います。
2	仕様書3ページ(c)			ディスプレイスライドシステム	電子黒板ユニット背面部が常に黒板表面から150mm以内とございますが、曲面黒板の教室のみ左右端基準にて施工させて頂き曲面の中央部が電子黒板背面部より多少離れてしまうことはお許し頂けますでしょうか https://www.sakawa.net/construction/ebspj	設置場所の状況によっては承しますが、『電子黒板が黒板の曲面に沿って移動すること』という条件を全く満たしていない場合（完全に水平に移動するなど）は「設置した教室内においてどの場所へ移動しても画面の視認性に差異が無いこと」という要件も満たしていないと判断いたします。
3	仕様書3ページ(d)			黒板ホワイトボード化	既存黒板の張替えですが、ホワイトボード張替え素材として、通常のボード及びプロジェクター映写対応タイプとどちらが宜しいでしょうか https://www.sakawa.net/bbd/replace	特に指定いたしません。
4	仕様書3ページ(d)			黒板ホワイトボード化	大変申し訳ないのですが、5組教室の黒板写真を頂くことは可能でしょうか	別紙をご参照ください。
5	入札説明書 別紙	6	14	(7) 入札参加会社がISO9001・ISO14001 認証を受けていることの登録書	ISO9001及びISO14001、2種の登録書については、応札する業者が認証を所持し、その写しの提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書	3	17-19	【機器の仕様】(c)ディスプレイスライドシステム	『電子黒板ユニットの背面部は、常に黒板表面から150mm以内を移動すること（電子黒板が黒板の曲面に沿って移動すること）』とありますが、『常に黒板表面から150mm以内を移動すること』と『電子黒板が黒板の曲面に沿って移動すること』を共に満たす必要がある(どちらか片方のみを満たすことは不可)という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	仕様書	3	17-19	【機器の仕様】(c)ディスプレイスライドシステム	『電子黒板ユニットの背面部は、常に黒板表面から150mm以内を移動すること（電子黒板が黒板の曲面に沿って移動すること）』とありますが、これを満たすことの確証は、図面、カタログ等でのご判断は難しいと考えますので、納入予定の電子黒板及びディスプレイスライドシステムの動作検証動画にて、ご判断いただけますでしょうか。	入札書類は全て書面での提出を求めています。書面に記載したURL等から動作検証動画にて仕様を満たしていることが確認出来る場合は判断可能です。
8	入札説明書仕様書	13	19-2028	2. 調達内容【納入期限】	仕様書3ページに、 【納入期限】 令和5年9月30日まで ※授業があるため、機器の教室への搬入は、令和5年8月31日までとする。 とありますが、令和5年9月1日から授業開始かと思いますので、令和5年8月31日までに機器の搬入だけでなく、電子黒板やディスプレイスライドシステムの取付・設定及び既設黒板のホワイトボード化を完了しておく必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 9月1日以降は授業・教育実習の妨げとなるため搬入作業等は行わず、セットアップ・調整作業期間として想定しております。
9	仕様書	4	28-29	【その他】(1)	『中学校担当者の指示に従い既存のプロジェクターを撤去し、指定の場所(奈良教育大学敷地内)に移動すること。なお、撤去後は教室の壁の補修等を行い現状復帰すること。』とありますが、現状のプロジェクターの取り付け状況(天吊りなど)や台数をご教示いただけますでしょうか。	「設置仕様一覧」に記載のうち第2理科室、5組教室、特別支援学級校舎の5教室を除く25教室に固定式プロジェクターが各1台、特別支援学級校舎多目的室に移動式プロジェクターが1台設置されており、この計26台の撤去が必要となります。*固定式プロジェクター=天吊り
10	仕様書	4	16-17	【その他】(1)	『教室によりスライドシステムの設置条件が異なるため、附属中学校担当者 (tel:0742-26-1410) へ連絡のうえ入札書及び関係書類の提出期限前に現場確認を必ず行うこと。』とありますが、入札書及び関係書類の提出期限前に現場確認を行わない場合は、入札参加資格を満たさないという認識でよろしいでしょうか。	現場確認を行わなかった場合、直ちに入札参加資格を満たさない事にはなりません。現場確認を行わなかったことによる不利益は全て入札参加者が被ることとなります。
11	仕様書	5	25-28	4. その他の留意事項 (ウ)	設置完了は令和5年8月31日を見込んでおります。その場合、保証期限は令和5年8月31日から令和6年8月31日となります。(保守期限は、通常、設置完了日から1年後となるため) ただし本件については、令和5年9月30日が納入期限のため、保証期間は、令和5年8月31日から令和6年9月30日までの1年1ヶ月という認識でよろしいでしょうか。	設置完了日（通常使用が可能と検収した日）より1年間の保証となります。 ※令和5年9月20日に検収をした場合には、そこから1年間の保証をお願いいたします。